

## 田野町ふるさと納税返礼品常温配送委託業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、田野町ふるさと納税返礼品常温配送委託業務（以下「本業務」という。）の委託業者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 業務名

田野町ふるさと納税返礼品常温配送委託業務

#### (2) 目的

別紙仕様書のとおり

#### (3) 事業内容及び委託期間

別紙仕様書のとおり

### 3. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 田野町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当していない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 4. スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和6年7月10日(水)
② 公募要領等の質問提出期限	令和6年7月17日(水)
③ 公募要領等の質問に対する回答	令和6年7月19日(金)
④ 参加申込書等の提出期限	令和6年7月24日(水)
⑤ 参加資格の通知	令和6年7月31日(水)
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和6年8月13日(火)
⑥ 審査会	令和6年8月下旬(予定)
⑦ 審査結果の通知、内容協議、契約締結	令和6年8月末(予定)

#### 5. プロポーザルに係る関係書類等の配布

##### (1) 関係書類配布期間

令和6年7月10日(水)～令和6年7月24日(水)

##### (2) 関係書類配布方法

###### ① 田野町役場地域振興課窓口にて配布

〒781-6410 高知県安芸郡田野町1828番地5(田野町役場東隣建物内)

###### ② 田野町ホームページに掲載

#### 6. プロポーザルに係る質問及び回答

質疑は質問書(様式第1号)を提出することとし、電話など口頭での質問は受け付けないものとする。

##### (1) 提出様式: 質問書(様式第1号)

##### (2) 提出期限: 令和6年7月17日(水)午後5時15分まで

##### (3) 提出先: 田野町地域振興課 担当 泉井

##### (4) 提出方法: 持参、郵送、FAX、電子メール(持参の場合は、土日祝日を除く。)

##### (5) 回答方法: 提出された質問への回答は、令和6年7月19日(金)までに参加者に対してFAXで回答するものとする。

#### 7. プロポーザル参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書の内容を理解した上で、次に定める書類を提出すること。なお、参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届(任意様式)を提出すること。

##### (1) 提出書類

###### ① 参加申込書(様式第2号)

- ②法人、事業所等の概要が分かるもの
- ③一般貨物自動車運送事業の経営に関する許可書
- ④下記の書類は、田野町入札参加資格を有する者以外は必ず提出すること。
  - ・法人にあつては登記事項証明書の写し
  - ・個人にあつては代表者身分証明書（成年被後見人等でない旨の証明）の写し
  - ・財務諸表類（法人の場合は貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）に関する書類、個人の場合は貸借対照表及び損益計算書。直前1事業年分）
  - ・法人税並びに消費税及び地方消費税等の納税証明書（その3の3）の写し
  - ・都道府県法人事業税等の納税証明書（完納証明書）の写し
  - ・市町村税（法人市町村税、固定資産税、個人市町村県民税（特別徴収義務者）、軽自動車税の納税証明書の写し
    - ※個人の場合は代表者個人に係るすべての市町村民税、個人市町村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料（税）、介護保険料
  - ・営業登録証等の写し
  - ・委任状（代理人を置く場合のみ）
  - ・使用印鑑届
  - ・暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(2) 提出期限：令和6年7月24日（水）午後5時（必着）

(3) 提出部数：1部（添付書類含む）

(4) 提出先：田野町役場 地域振興課

〒781-6410 高知県安芸郡田野町1828番地5（田野町役場東隣建物内）

(5) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとする。

## 8. プロポーザル参加資格の通知

本プロポーザル参加申込者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を受けることが適当と認められる者に対して、令和6年7月31日（水）までに申込者へ書面にて通知する。同じく、本プロポーザル参加申込者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対して、その旨及び理由を書面にて通知する。

## 9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は、次に定める書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
- ② 会社概要（任意様式）

- ③ 事業スケジュール（任意様式）
  - ④ 業務実績及び実施体制（任意様式）
  - ⑤ 単価表（様式第3号）
  - ⑥ その他参考資料（パンフレット等）
- (2) 提出書類に関する注意事項
- ・ 提出書類はA4サイズ又はA3サイズとすることとし、A3サイズはA4に折り込むこと。
  - ・ 専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。
  - ・ 別表「審査基準」に基づいた審査をしますので、その順番に配慮した書類の作成をすること。
- (3) 提出期限：令和6年8月13日（火）午後5時（必着）
- (4) 提出部数：正本1部、副本10部
- (5) 提出先：田野町役場 地域振興課  
〒781-6410 高知県安芸郡田野町1828番地5（田野町役場東隣建物内）
- (6) 提出方法：持参又は郵送
- ※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。
  - ※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとする。
- (7) 留意事項
- ① 企画提案書は1提案者1案までとする。
  - ② 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
  - ③ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とすることとする。
  - ④ 本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
    - ・ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されているもの
    - ・ 企画提案書の内容や提出方法等が本要項の規定に適合しないもの
    - ・ 企画提案書に施行の欠落など重大な不備があった場合
    - ・ 審査委員会又は関係者に対して、本件プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ⑤ 企画提案書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。

## 10. 受託候補者の選定

### (1) 審査委員会の設置

プロポーザル方式による委託業者の候補者（以下「候補者」という。）及び次点者の選定を公正かつ公平に行うため、町が設置する「田野町ふるさと納税返礼品常温配送委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が審査を行う。

### (2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容、見積金額等を予め定めた審査基準に基づき総合的に評価する。

審査委員1名あたり100点満点とした合計900点満点（審査委員が審査委員会を欠席した場合は出席した委員の合計点が満点となる）で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断し、候補者としない。なお、参加申込者が1者であった場合も審査を行うものとする。

点数が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

- ① 審査事項（具体的業務評価）の点数が高い者を受託候補者とする。
- ② ①も同点の場合は、審査事項（業務遂行能力）の点数が高い者を受託候補者とする。
- ③ ②も同点の場合は、単価表の金額が低い者を受託候補者とする。

## 11. 審査結果

審査結果は、審査終了後速やかにすべての提案者に文書で通知する。

## 12. 受託候補者

### （1）受託候補者の決定

選定された受託候補者との協議が整い次第、受託候補者に決定した旨の通知を行う。

なお、受託候補者との協議が整わないと判断した場合は、評価点の次点者と受託候補者の決定に向けた交渉を行う。

### （2）提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が原則として事業実施時の実施内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

## 13. 提出書類の取扱い

（1）提出された書類は返却しないものとする。

（2）提出された書類は、審査委員会での使用に限り、町が必要に応じて複写する場合がある。

（3）提出された企画提案書は、田野町情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになるが、事業を営む上で公にすることにより当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる情報は非開示となるため、非開示とする部分がある場合は「情報非開示希望申立書」（様式第4号）を提出して申し出ること。

なお、非開示の申し出があった部分であっても、合理的な理由がないと判断する場

合や、開示することが公益上必要であると認める場合などは開示する場合がある。本  
プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報に  
ついては決定後の開示とする。

別表 審査基準

審査事項		審査基準	配点
1	業務理解	本業務の趣旨を十分に理解した、基本的な考え方が提案されているか。	10
2	業務遂行能力	本業務に対する取り組み姿勢が積極的であるか。	10
		業務の実施方針及び実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか。	
		本業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	
		事業者は、本業務円滑に遂行するに足る類似業務の実績を有しているか。	
3	企画提案内容	寄附者に対して、本業務の範囲内で田野町ふるさと納税のPRが実施可能な提案となっているか。	10
		その他、本業務に係る経費節減や寄附金の増額等につながる業務提案がなされ、期待できるものになっているか。	
4	具体的 業務評価	配送事故（トラブル）に対する早急な対応・対策が期待でき、また事故（トラブル）を未然に防ぐ対策も十分にとられているか。	40
		配送が困難な地域があるか。また、解決するための対応方法が提案されているか。	
		本業務の一連の流れの中で確実なフォローアップ体制が確立でき、返礼品提供事業者の拡大、業務規模の拡大等の変化にも支障ない業務運営が期待できるか。	
		集荷について、返礼品提供事業者の都合に合わせて迅速な集荷ができる体制になっているか。	
		安全でスムーズな配送が確保でき、返礼品提供事業者の利益が保持、向上される業務提案となっているか。	
		適切な形状、温度帯での配送に関して、具体的な方法が揭示できているか。	
5	見積価格	単評価を基に算定した本業務に係る費用が適切な金額になっているか。	30